

平成19年度の鳴沢村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 3,150	千円 1,783,143	千円 173,149	千円 359,513	% 20.2	% 20.9

(注) 1 人件費とは、職員に支給する給料や各種手当のほかに、共済費などの使用者負担を含む費用をいいます。
2 人件費には、議員報酬・手当、委員等報酬及び村長等特別職の給与等を含みます。

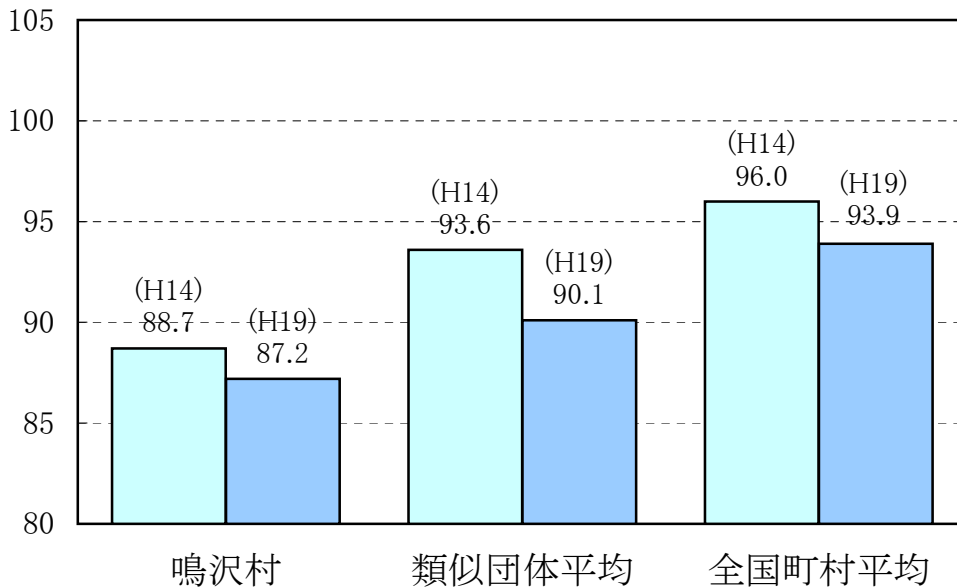
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体1人 当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	49	164,182	25,531	64,554	254,267	5,189	5,540

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)		
19年度	円	円	円 (%)	%	%	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)		
19年度	円	円	円	%	%	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 鳴沢村は人事委員会を設置していません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鳴沢村	42.1 歳	295,331 円	334,191 円	323,339 円
山梨県	43.2 歳	354,988 円	420,257 円	384,665 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
類似団体	43.1 歳	312,475 円	360,985 円	342,588 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
鳴沢村	51.8 歳	5 人	213560 円	228809 円	223058 円	-	-	-	-
用務員 施設管理人	51.9 歳	3 人	225100 円	247235 円	238219 円	用務員	53.9 歳	227200 円	1.09
調理員	51.6 歳	2 人	196250 円	201170 円	200317 円	調理士	39.9 歳	292100 円	0.69
山梨県	47.9 歳	575 人	338849 円	393549 円	371181 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5193 人	287094 円	-	320514 円	-	-	-	-
類似団体	49.4 歳	5 人	256655 円	283511 円	272303 円	-	-	-	-

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鳴沢村	-	-	-
用務員 管理人	3696142 円	3284300 円	1.13
調理員	3222425 円	4006600 円	0.80

※ 民間データは賃金基本統計調査に置いて公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組について

これまでの取り組みについて

- ・平成18年度より給与構造の見直しにより国と同様の引き下げを行った。
- ・平成19年度より配置換えや業務内容の見直しによる業務の効率化を行っている。
- ・施設管理人について、退職者を補充せず臨時職員に置き換えた。

今後の取り組み予定について

- ・退職者は補充せず、業務内容をより単純化し臨時職員に置き換え職員数を減らしていく。
- ・国行(一)相当の給料表を廃止する方向で平成21年1月1日までに今後の方針を決定する。

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区分		鳴沢村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	145,100 円	-
	中学卒	129,700 円	127,700 円	-
看護保健職	大学卒	198,300 円	-	-
	短大3卒	192,800 円	196,000 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

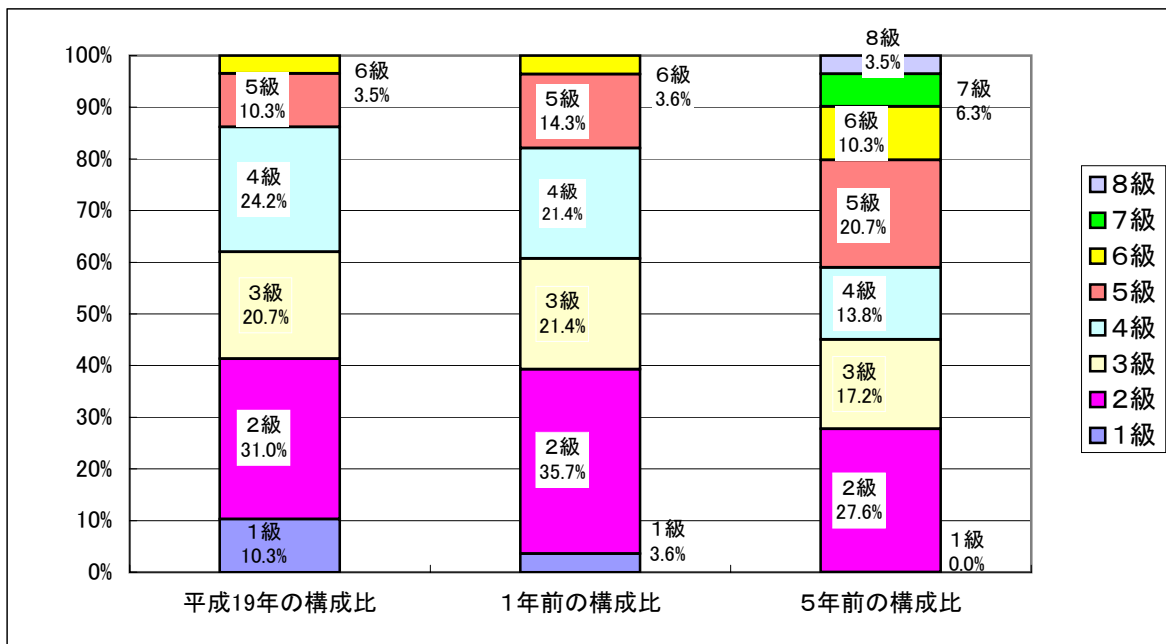
区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	233,567 円	284,467 円	312,900 円
	高校卒	233,900 円	237,300 円	—— 円
技能労務職	高校卒	187,900 円	—— 円	—— 円
	中学卒	—— 円	—— 円	—— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	3 人	10.3 %
2 級	主任	9 人	31.0 %
3 級	係長、主査	6 人	20.7 %
4 級	複雑困難な業務を掌る主査係長 課長補佐、課長	7 人	24.2 %
5 級	複雑困難な業務を掌る課長	3 人	10.3 %
6 級	特に複雑困難な業務を掌る課長	1 人	3.5 %

- (注) 1 鳴沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいいます。



- (注) 平成18年4月1日に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度より、試験的に実施を予定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳴沢村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,312 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,819 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) - 千円
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価のもつ組織への影響力の大きさを考え、現状では全職員一律としている。今後、慎重に検討していき、仕組みを完成させる。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

鳴沢村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月々 30.55 月分 勤続25年 33.50 月々 41.34 月分 勤続35年 47.50 月々 59.28 月分 最高限度額 59.28 月々 59.28 月分 その他の加算措置 無し 1人当たり平均支給額 24,111 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

※ 鳴沢村は地域手当対象外のため、支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 鳴沢村は、特殊勤務手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	5,488 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	110 千円
支給実績(17年度決算)	4,638 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	91 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)		
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母・祖父母、重度心身障害者及び22歳未満の弟妹のある職員に対して支給する。	同じ		4,890 千円	257,368 円		
	配偶者					13,000円	
	配偶者以外の扶養親族					6,500円 (ただし、配偶者がいない場合の1人目は11,000円)	
	特定期間にある子					15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子がいる場合1人につき5,000円加算	
住居手当	借家、貸間等を借り、家賃を支払っている職員及び新築又は購入の日から5年を経過していない住宅を所有し、かつ居住している世帯主の職員に支給する。	同じ		917 千円	131,000 円		
	支給要件					月額	
	所有している住宅が新築、購入の日から5年を経過していないものに居住している職員で、世帯主である者					2,500円	
	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員					家賃23,000円以下 家賃23,000円を超え55,000円未満 家賃55,000円以上	家賃-12,000円 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 27,000円

通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に対し、交通機関利用の場合運賃相当額を限度額内で支給。自動車等使用者には、通勤距離に応じて支給する。 ・自動車等使用者の月額 ～ 5km 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		791 千円	43,917 円	
管理職手当	管理監督の地位にある課長及び議会事務局長に10%、課長補佐に5～7%、所長に5%の率を給料月額に乗じて支給する。	同じ		4,778 千円	434,384 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、1回につき4,200円を支給する。	同じ		2,037 千円	61,727 円	
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に対して、区分に応じて支給する。	同じ		2,938 千円	58,761 円	
	区 分					支給月額
	世帯主である職員 扶養親族のある職員					17,800円
	扶養親族のない職員					10,200円
その他の職員	7,360円					

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市区町村長	576,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
				760,000 円	344,000 円	
報酬	議長	180,000	円	395,000 円	120,000 円	
	副議長	158,000	円	310,000 円	93,300 円	
	議員	150,000	円	290,000 円	79,600 円	
期末手当	市区町村長	(19年度支給割合) 3.35		月分		
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 3.35		月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 576,000×在職月数×0.42		(支給時期) 任期毎		

6 職員数の状況

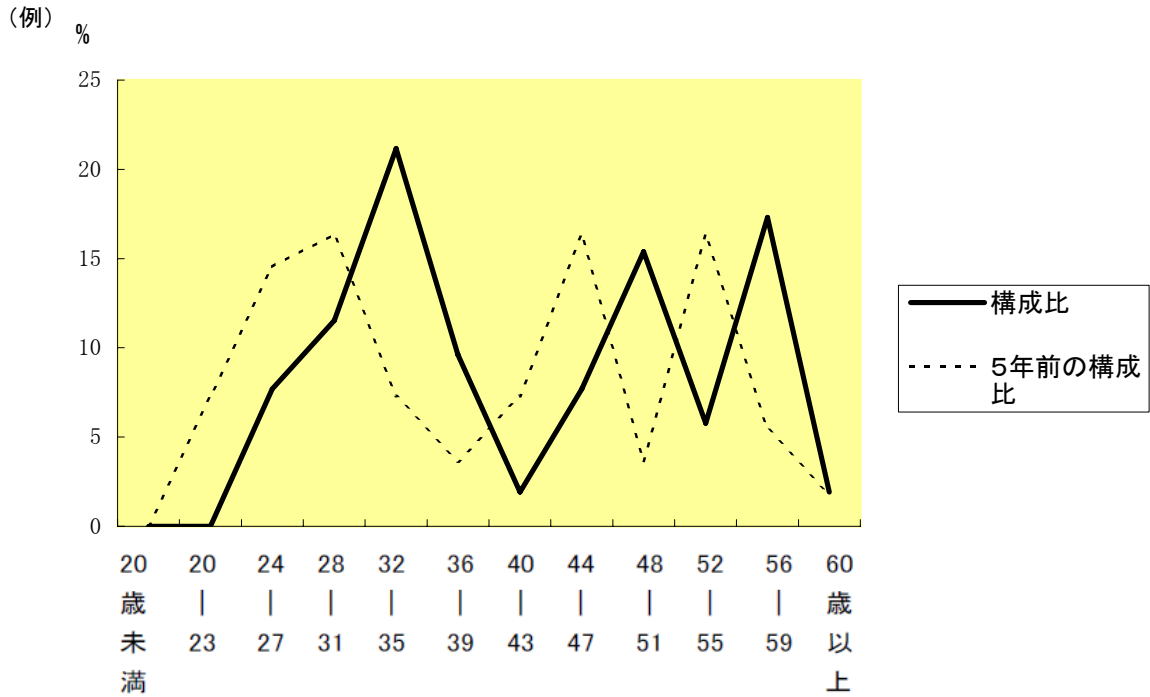
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・業務増による人員増 ・保育所栄養士の部門変更
	総務企画	11	12	1	
	税務	5	5	0	
	民生	13	12	▲1	
	衛生	3	4	1	
	農林水産	3	3	0	
	土木	2	2	0	
	小 計	38	39	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.80人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 188.86)
政 特 部 別 行 門	教育	9	9	0	
	小 計	9	9	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	1	1	0	
	その他	3	3	0	
	小 計	4	4	0	
合 計		51	52	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.08人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H18.4.1職員数	0人	0人	4人	6人	11人	5人	1人	4人	8人	3人	9人	1人	52人
5年前職員数	0人	4人	8人	9人	4人	2人	4人	9人	2人	9人	3人	1人	55人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
53人	50人	-3人	5.66%

(参考) 鳴沢村における定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	職員数50人(-3人) 純減率 5.66%

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
		計画前年	計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	41	39	38	39	39			38	38
	増減		▲ 2	▲ 1	1				(97.4%)	
特別行政	職員数	10	10	9	9	8			8	8
	増減			▲ 1		▲ 1			(100%)	
公営企業 等 会 計	職員数	4	4	4	4	4			4	4
	増減								(100%)	
計	職員数	55	53	51	52	51			50	50
	増減		▲ 2	▲ 2	1	▲ 1			(98%)	

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間です。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員像減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員像減数の累計を示す。